

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「健康経営」への意識高まる

優良認定企業増加でブームの兆し

＜事例紹介＞ ポカリフレッシュ、で運動習慣を / 大塚製薬

特集Ⅱ

無人化施工で危険を回避

法面崩落箇所の安全対策発表

関東地方整備局

別冊付録

事業所内で行う安全衛生教育の概要 (5)

中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2303

4

2018

1

■ 災害のあらまし ■

B社は、道路工事・上下水道工事を主とする中小零細の土木工事会社で、下請け業務が多く、元請会社よりの信頼も厚く、積極的に安全衛生活動を推進していた。中堅社員のEは、道路工事の作業員として市街地から距離のある現場作業に従事していた。工期が短く現場事務所（休憩所）も設置されなかったため、休憩および昼食は現場近くに駐車している作業車両内で行っていた。工事終了間際の雨の日、午前中の業務が終了し作業車両内で昼食をとっていたとき、前方不注意の車両に追突され、頸椎捻挫を負ってしまった。

■ 判断 ■

休憩時間は、原則として自由行動が認められており、拘束時間中であっても、休憩中の行為は私的な行為とみなされ、業務起因性は認められないことになるが、今回のケースにおいては、作業車両で昼食をとらざるを得ない状況にあり、作業に伴う必要行為であり合理的行為に該当するとして、業務起因性を認めて**業務上の災害**と判断された。

■ 解説 ■

労災保険制度上、業務災害とみなされるためには、当該災害と業務との間に因果関係があること（「業務起因性」）および労働者が労働契約に基づいて事業主の指揮監督下にあること（「業務遂行性」）が必要となる。

休憩時間は、拘束時間中ではあっても所定就業場所を離れており、労働者には、労働基準法第34条第3項により、自由行動が許されているが、休憩時間終了後の就

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 山形会
社会保険労務士法人プログレス

代表 西村 吉則

第264回

業が予定されており、事業主の管理下において行動している限りは、事業主の支配下を離れていないことになる。しかし、事業主の管理下を離れ、私的な要件にて外出した場合などは、すでに事業主の支配下を離れていることから、その間に発生した災害に業務起因性を認めることはできないことになる。

このように、休憩時間中は、事業主の管理下にある限り、なお事業主の支配下であり、そのことにおいては業務遂行性があるが、原則として自由行動が認められていることから、その間の個々の行為自体は私的な行為であると考えられる。

休憩時間中であっても①事業場の施設やその管理状況に欠陥など（災害発生の原因）がある場合。例えば、社内食堂に向かおうとした社員が、階段に油がこぼれていたことに気付かず、転倒し負傷した場合などは、事業場施設の管理に瑕疵があり、それにより災害が発生したと考えられ、業務上とされる。

②その行為が「作業に伴う必要行為または合理的行為」である場合。例えば、用便などの生理的必要行為、作業と関連のある各種必要行為、合理的な行為など、その行為自体は私的なことであっても、なお事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として、業務に付随する行為とみるのが妥当であり、単に時間的な区分をもって、業務中の付随行為と認定上区分することに合理性はないと考えられる。

このような行為により発生した災害については、業務中の災害の場合に準じて、業務起因性に反証がなく、かつ、業務起因性と認定することが経験則に反しない場合には、特に施設などの欠陥によるものの証



明を待つまでもなく業務上と判断される。

今回のケースで、上記①事業場の施設やその管理状況に欠陥などがあったかどうかについて、会社所有の作業車両であり事業場の施設と捉えられるが、駐車中であり車両自体に災害発生の原因があるとは認められない。一方②作業車両で昼食をとることが作業に伴う必要行為または合理的行為に該当するかについて、作業現場には現場事務所がなく、市街地から距離のある現場であったことから、雨の日に作業用車両で昼食をとることを余儀なくされていたことから、その行為に業務起因性が認められる。

◇行政解釈

道路清掃工事の日雇労働者である被災者が、道路の傍らで昼食休憩していた場所に、曲り角を疾走してきた乗用車が運転を誤って突入し、被災者が逃げ遅れて柵と自動車に挟まれ胸骨骨折した事故について、本件作業所は街路上であり、しかも被災者らは常に自動車などの交通危険にさらされている場所で休憩せざるを得なかった事情があり、このために生じた負傷は業務上の負傷と認定した（昭和 25.6.8 基災収発第 1252 号）。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp